

## 国民年金保険料の納付が困難な時は申請手続きを

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。

今年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、平成29年7月分～平成30年6月分までの期間を対象として、平成28年分の所得により審査します。

学生の場合、本人の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用してください。

申込み／国保年金課年金担当・両支所福祉グループ  
 問い合わせ／大宮年金事務所(☎048-652-3399)・市国保年金課年金担当(内線2437)

### ■免除（全額免除・一部免除）申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額又は一部免除となります。一部免除については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

### ■納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます(世帯主の所得は審査の対象外です)。

## 納税は便利で安心・確実な口座振替を利用しましょう

▼口座振替には次のようなメリットがあります。ぜひ、この機会に口座振替にしませんか。

- ①納期ごとに金融機関へ出向く必要がありませんので、お忙しい方や金融機関が遠い方にはとても便利です
- ②納期限に口座から引き落とされますので、納め忘れがなくなります
- ③「納付書を無くしてしまい納められない」という心配がなくなります
- ④現金を持ち歩く必要がなく、安全です
- ⑤納付書を使わないため、用紙の削減になり、環境にやさしいです



口座振替のできる市税／市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）

注意／口座振替が開始されるのは、申込日から30日を経過した日以降に納期限を迎えるものからです

申込み／預貯金通帳・通帳登録の印鑑・納税通知書を持参のうえ、収税対策室、吹上支所市民グループ、川里支所地域グループ、又は下表の金融機関へ ※市外の金融機関で申込みの場合は、事前に口座振替依頼書を送付しますので、収税対策室へご連絡ください

### 取扱金融機関等

(平成29年7月現在)

金融機関名	取扱場所
埼玉りそな銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行・群馬銀行・足利銀行・武蔵野銀行 三井住友信託銀行・東和銀行・大光銀行・埼玉縣信用金庫 川口信用金庫・熊谷商工信用組合・中央労働金庫 さいたま農業協同組合	本店・支店
ほくさい農業協同組合	支店のみ
ゆうちょ銀行	全国

問い合わせ／収税対策室管理担当(内線2260)